

監査委員「合議不調」に

10日にレポートしたように、大阪 IR カジノ誘致に対する住民監査請求は「合議不調」であった。毎日14日朝刊が表題のように伝えているので、抜粋して紹介したい。

市民5人が事業者との定期借地契約の締結差し止めを求めた住民監査請求について、市監査委員は意見が一致せず、「合議不調」だったと発表した。通知は8日付。市民側はこの通知を売れ、住民訴訟を近く起こす方針。

大阪のIR予定地である人工島・夢洲(此花区)では、液状化リスクや土壌汚染が判明。市が事業者側の求めに応じて対策費約790億円の負担を決めた。

市民側は、市と事業者の基本協定では追加の対策費が生じても無制限に市が負担しなければならない内容になっていて、定期借地権契約を結ぶことは地方財政法に違反す目などと主張していた。

市監査委員4人の意見は分かれた。市に締結差し止めを勧告すべきだとした委員は「市は液状化対策費を負担した例がなく、費用を負担するのは差別的な取り扱いだ」と指摘。請求を棄却すべきだとした委員は「市が負担するのは合理的な理由があり、無制限に負担が増える事情は認められない」とした。

ただ、市と事業者との間では、事業者が対策工事を実施し、市がその費用を負担するとしている。このため委員の一部は「請求を棄却すべきだが、本来なら市が工事を実施するのが原則。市による施工が不可能であったりした場合にのみ、事業者による工事を選択すべきだ」としてき。さらに、市に対し、「費用の透明化を図る仕組みを導入できないか検討することも求めた。

86ページにわたる「通知」は、第1請求の受付、第2監査の実施、第3監査の結果、別紙などから構成されている。

上記記事は第3監査結果について、監査委員4人の見解が簡単に紹介している。4人の見解は「勧告すべき」「棄却すべき」に分かれ、委員の意見が結局まとまらず、「合議不調」に終わったようだ。市監査委員としては、大阪 IR カジノの建設予定用地について、大阪市とIR事業者との定期借地契約締結差止について、「統一見解」を示すことができなかったのである。

6月23日の監査委員4人の前で「陳述」したときを思い出す。とりわけ市会からの委員(維新と自民)の見解は分かると予想したが、そのとおりに「合議不調」になった。「請求を棄却すべきだが、本来なら市が工事をするのが原則」と付言で指摘した委員にも注目した。たぶん、あの質問を重ねた委員だと思うが、今回のIR工事に対する重要な指摘である。それと13日にレポートした別紙「反論」にも注目していきたい。

(2022年7月16日)